

■ 北海道厚生局長への届出事項

(令和8年7月1日現在)

基本診療料

- * 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- * 電子的診療情報連携体制整備加算2
- * 継続的に賃上げに係る取組を実施している
保険医療機関の基準
- * 一般病棟入院基本料
- * 結核病棟入院基本料
- * 精神病棟入院基本料
- * 急性期総合体制加算5
- * 救急医療管理加算
- * 超急性期脳卒中加算
- * 診療録管理体制加算Ⅰ
- * 医師事務作業補助体制加算Ⅰ
- * 急性期看護補助体制加算
- * 看護職員夜間配置加算
- * 電子的診療情報連携体制整備加算Ⅰ
- * 看護配置加算
- * 看護補助加算
- * 療養環境加算
- * 重症者等療養環境特別加算
- * 緩和ケア診療加算
- * 精神科身体合併症管理加算
- * 精神科慢性身体合併症管理加算
- * 摂食障害入院医療管理加算
- * 口腔管理連携加算
- * 医療安全対策加算Ⅰ
- * 感染対策向上加算Ⅰ
- * 患者サポート体制充実加算
- * 報告書管理体制加算
- * 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- * 地域支援・医薬品供給対応体制加算Ⅰ
- * バイオ後続品使用体制加算
- * 病棟薬剤業務実施加算Ⅰ
- * 病棟薬剤業務実施加算3
- * データ提出加算
- * 入退院支援加算
- * 認知症ケア加算
- * せん妄ハイリスク患者ケア加算
- * 精神疾患診療体制加算
- * 地域医療体制確保加算Ⅰ
- * 特定集中治療室管理料2
- * 脳卒中ケアユニット入院医療管理料

特掲診療料

- * 外来栄養食事指導料の注2に規定する基準
- * 外来栄養食事指導料の注3に規定する基準
- * 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する
遠隔モニタリング加算
- * 糖尿病合併症管理料
- * がん性疼痛緩和指導管理料
- * がん患者指導管理料Ⅰ
- * がん患者指導管理料ロ
- * がん患者指導管理料ハ
- * がん患者指導管理料ニ
- * 外来緩和ケア管理料
- * 糖尿病透析予防指導管理料
- * 婦人科特定疾患治療管理料
- * 腎代替療法指導管理料
- * 二次性骨折予防継続管理料Ⅰ
- * 二次性骨折予防継続管理料3
- * 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- * 救急外来医学管理料の注7に規定する院内
トリアージ実施体制加算
- * 救急外来医学管理料3
- * 外来腫瘍化学療法診療料Ⅰ
- * 連携充実加算
- * 外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定する
がん薬物療養体制充実加算
- * ニコチン依存症管理料
- * 遺伝性疾患療養指導管理料の注Ⅰから注3
までに規定する施設基準
- * 開放型病院共同指導料
- * がん治療連携計画策定料
- * こころの連携指導料(Ⅱ)
- * 薬剤管理指導料
- * 地域連携診療計画加算
- * 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報
評価料
- * 医療機器安全管理料Ⅰ
- * 救急患者連携搬送料
- * 在宅自己腹膜灌流指導管理料2
- * 遺伝学的検査の注Ⅰに規定する施設基準
- * BRCAⅠ／2遺伝子検査
- * HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノ
タイプ判定)
- * 検体検査管理算(Ⅳ)
- * 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡
検査加算
- * 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト

特掲診療料(続き)

- * 長期継続頭蓋内脳波検査
- * 神経学的検査
- * CT透視下気管支鏡検査加算
- * 画像診断管理加算Ⅰ
- * ポジトロン断層撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合又はPSMAイメージング剤を用いた場合を除く。)
- * ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤又はPSMAイメージング剤を用いた場合を除く。)
- * ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。)
- * CT撮影及びMRI撮影
- * 冠動脈CT撮影加算
- * 心臓MRI撮影加算
- * 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- * 外来化学療法加算Ⅰ
- * 無菌製剤処理料
- * 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- * 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- * 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- * 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- * がん患者リハビリテーション料
- * 通院・在宅精神療法の注9に規定する心理支援加算
- * 精神科作業療法
- * 精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- * 抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)
- * 医療保護入院等診療料
- * 人工腎臓
- * 導入期加算2及び腎代替療法実績加算
- * 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- * 腎代替療法診療体制充実加算
- * 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- * ストーマ合併症加算
- * 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- * 骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- * 椎間板内酵素注入療法
- * 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- * 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- * 乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- * 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- * ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- * ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- * 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- * 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- * 腹腔鏡下腓体尾部腫瘍切除術
- * 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- * 腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- * 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- * 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- * 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- * 人工尿道括約筋植込・置換術
- * 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- * 腹腔鏡下仙骨腔固定術
- * 腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- * 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る)
- * 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)
- * 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- * 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- * 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術)
- * 周術期栄養管理実施加算
- * 輸血管理料Ⅱ
- * 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- * 麻酔管理料(Ⅰ)
- * 放射線治療専任加算
- * 外来放射線治療加算
- * 高エネルギー放射線治療
- * 高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合(寡分割照射に係るものに限る。)
- * 強度変調放射線治療(IMRT)の前立腺癌に対する前立腺照射の場合(寡分割照射に係るものに限る。)
- * 画像誘導放射線治療(IGRT)
- * 体外照射呼吸性移動対策加算
- * 定位放射線治療
- * 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- * 病理診断管理加算Ⅰ
- * 悪性腫瘍病理組織標本加算
- * 看護職員処遇改善評価料58
- * 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5
- * 入院ベースアップ評価料103

入院時食事療養等

- * 入院時食事療養(Ⅰ)

その他

- * 酸素の購入単価